

件名	愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
主管課	総務部 管理局 人事課
根拠法令等	地方公務員災害補償法
<p><b>【改正の概要】</b></p> <p>雇用保険法等の一部を改正する法律（H19年4月23日公布）により、船員保険法の一部が改正され、これにより、船員保険制度のうち「職務上疾病・年金部分」が労働者災害補償保険制度（労災保険）に統合された。</p> <p>官公署については、労災保険の適用が原則として無いため、船員保険制度の対象であった再任用短時間勤務職員である船員については、地方公務員災害補償法の改正により、同法に基づく補償が行われることとなった。</p> <p>しかしながら、非常勤の船員については、常勤職員を対象とする地方公務員災害補償法の適用を受けないことから、条例に基づく補償を行う必要があるため、今回、条例の対象職員とするよう改正を行うもの。</p>	
施行日	平成22年1月1日
<p><b>【その他参考事項】</b></p>	